

平成 22 年 11 月 3 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂二丁目 6 番 17 号  
破産者 T C B ホールディングス株式会社  
破産管財人 弁護士 蒲野 宏之  
(コード番号 2356 東証マザーズ)  
問合せ先：破産管財人 弁護士 蒲野宏之  
電話番号：03-5457-8110  
03-3539-1371  
<http://www.tcbhd.co.jp>

### 破産手続開始決定に対する即時抗告の申立についてのお知らせ

平素は、破産者 T C B ホールディングス株式会社（事件番号：東京地方裁判所平成 22 年（フ）第 1 7 5 5 9 号。以下「T C B H D」といいます。）の破産管財業務にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

当職は、平成 22 年 11 月 2 日 22 時 12 分、T C B H D の債権者である株式会社ジェイアンドエムキャピタルの代理人より、T C B H D にかかる平成 22 年 10 月 20 日付破産手続開始決定に対し、平成 22 年 11 月 1 日付で即時抗告の申立をした旨の通知を受けました。

即時抗告が実際に申立てられたのか否かについては現在調査中です。

仮に、上記の即時抗告により、T C B H D にかかる破産手続開始決定が取り消され、確定いたしますと、破産手続開始決定は遡及的になかったこととなりますが、破産手続開始決定の取消が確定するまでに当職が T C B H D に関しなした行為が効力を失うことはありませんので、引き続き、破産管財業務にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、上記即時抗告により T C B H D にかかる破産手続開始決定が取り消されるか否か及びその結果が判明する時期の見通しについては不明ですので、この件に関するお問い合わせはご遠慮下さい。

(T C B H D のホームページ)  
<http://www.tcbhd.co.jp/>

以 上